

旧函館区公会堂保存活用計画 委員指摘事項等 修正対応表

書式全体

頁	箇所	対応	指摘事項等	修正内容	備考
全	図表写真	修正	キャプションはゴシック体に	修正	
	表	修正	キャプションは表の上に	修正	

巻頭

頁	箇所	対応	指摘事項等	修正内容	備考
例言	7. 文章	修正	「・・・便宜上「北」を正面として記載した。」	「正面を北として扱った」	
口絵	本館外観	修正	写真の歪み修正等	歪み修正、下部トリミング	
図面	広域図他	修正	配置図の掲載	位置図を縮小し、配置図を掲載	
			方位の統一	全図に方位図示	

第1章「計画の概要」

頁	箇所	対応	指摘事項等	修正内容	備考
1	委表1-1	—	伊藤委員の所属等を掲載	(なし)	所属等の公募要件はないため
2	5行	追記	庭園に斜面含む記載に	「斜面を上った一段高い位置に庭園を設け」	
	12～15行	修正	「(以下、「伝建地区」という。)」の位置	13行目から12行目に変更	
		修正	工作物・環境物件	表記修正	
3	門	修正	間口が違うのではないか	正門：約33m→約8.2m 東門・西門：約13m→約3.2m	
	石垣	検討	石垣：年代不明なのか？	石垣年代 要確認	石垣（背面）の年代確認
	庭園	追記	位置を記載	「敷地南側の一段高い段に設ける」	
	照明	確認	年代を明記	要確認	照明の年代確認
	物置	修正	年代を明記	年代不明	(昭和修理後の設置)
4	15行	修正	「国の伝建地区」	「国の重伝建地区」	
	16行～	検討	伝建地区の2つの区域を統一	要検討	委員会時に要確認
5	16行	修正	「公会堂として再生した」	「公会堂としての利用を再開した。」	
		修正	「(P.12表参照)」	「(P.12表1-4参照)」	
	注3	確認	「さらに、・・・」文章	要確認	木村勉委員指摘
6	13行	修正	「公会堂として再生される」	「公会堂として利用を再開した」	
	注5	修正	外観復原の際の「ちょっとした騒動」の表現は適切か	当該箇所を削除	
7	第2期 第3期	修正	第2・3期に用途、室名を記載しないのか	当該時期の詳細な部屋名、用途等が不明である旨明記	
	第4期	修正	第4期に昭和修理の復原箇所を图示する	P.14の内容に合わせ修正	

頁	箇所	対応	指摘事項等	修正内容	備考
9	5行	修正	「(P.10表参照)」	「(P.10表1-2参照)」	
11	写真	修正	類例の条件が不明確	<ul style="list-style-type: none"> ・キャプションに「公会堂及び道内の洋館」明記 ・写真を福岡→大阪公会堂に 	P10表のキャプションも一部修正
12	表1-4	修正	「公会堂として再生」	「公会堂としての利用を再開」	昭和32年(1957)の項
13	11行	修正	「一部では当時の一般的な内装材を使用して整備」	「一部では当時の既製品を用いて内装を整備」	「代用品の発想」：要確認
16	8行	追記	大きな修理だけでなく、メンテナンス体制を整えることが必要ではないか。	「日常のメンテナンス体制の構築、」	
	32行	修正	「耐力」とは何の耐力か	「壁面の耐力」	
17	8行～	修正	活用に伴う設備の課題について、適切に表記すること	文言の組み替え、一部削除	
	14行	追記	周辺施設との連動について具体性が不足している	「別途」	
18	15行	—	「集会所の役割踏まえた活用」は、新たに？以前より大掛かりに？という意味か	(なし)	基本方針のため、このままの記載とする
	17行	—	周辺施設との連動について具体性が不足	(なし)	基本方針のため、このままの記載とする

第2章「保存管理計画」

頁	箇所	対応	指摘事項等	修正内容	備考
19	8行～	修正	「荷重により天井が垂下」は昭和修理以降のものか	文言の組み替え、一部削除	昭和修理以降に垂下したものか要確認
		修正	「漆喰天井に割れ」	「漆喰天井に亀裂」	
	表2-1	修正	「雨盛り」	「雨漏り」	「延石（のべいし）」はそのまま
	13行	—	現在の指定管理団体の期限を入れる必要はないか	(なし)	現状についての項目なので、このままの記載とする
20	図2-1	修正	①「自然的要因によるもの」 ②「構造的特性によるもの」 ③「使用・経年によるもの」	①「風雨等による経年劣化」 ②「構造的特性による変形」 ③「使用による経年劣化」	分類が曖昧であったため文言修正
23	基準1	修正	「額縁」は主要部材か	「額縁」削除	「軸部」はそのまま
	基準2	追記	当初の漆喰塗は再現できるのか	「ただし、昭和修理の際に保存された当初の漆喰塗（壁や天井）は、出来る限り残すよう努める。」	・「修理計画」等の内容と併せて修正 ・漆喰塗は基準2のままとし、修理に際しては、極力オリジナルの漆喰の保存に努めることを明記
		修正	「下見板」	「下見板張り」	「漆喰塗」に合わせる
	基準5	修正	基準5は公会堂にはないので削除してもよいのでは	文章で説明する	基準1～4（四角囲み）とは別の表記方法で違いを示す
	表2-2	—	基準4「意匠上の配慮が必要」を「新素材による保全」とした方がよいのでは	(なし)	「策定指針」の文言どおりとする
24	図2-3中 附属棟	確認	附属棟の流し前板張は整備したものか	当初の板張りを復原したもの（昭和修理報告書）	・基準は1のままとする ・委員会時に木村委員に確認
	図2-3下 本館外部	追記	「雨樋」を明記すること	「雨樋」（基準2）	資料編（写真帳）も修正
25	図2-4	確認	「絨毯【別注品】」の表現	(指摘内容確認の上、適切な表現に修正)	委員会時に要確認

頁	箇所	対応	指摘事項等	修正内容	備考
26	注 2	修正	指定管理者の選定方法を示すべきか	注釈を削除（締結年月日）	
29	点検項目	修正	「石段のずれ、不陸」	「石段のゆるみ」	
31	保存修理	追記	天井・壁とも昭和修理ではオリジナルの漆喰天井に極力根本的な手を加えないよう化粧直して済ませたが、それを踏襲すべきことに触れて欲しい	文章追記	今後の保存修理でも、「当初の漆喰塗を残すことに最大限配慮する」旨明記
32	表2-4	修正	「売店天井塗直し」	「売店天井補修」	上から 3 項目目

第3章「環境保全計画」

頁	箇所	対応	指摘事項等	修正内容	備考
33	11行	修正	「石垣を造成する」	「石垣を築く」	
	14行	追記	—	「斜面を上った」	P.2（5行目）の文章と統一
	15行	修正	「昭和修理の報告書では「庭園」と報告されている」	「庭園としている」	行啓時の資料や古写真などで庭園という記載がみられる
	20行	修正	「斜面の影響を受けて」	「斜面の土砂流出の影響を受けて」	
35	右下図	修正	【失われた建造物】の図調整（職務住宅・便所）	スケール調整	
36	28行～	修正	ロードヒーティング設置の際、石畳の範囲や敷き方等を、景観上工夫する必要がある	文言修正	詳細は設計の際に検討
37	図3-3	検討	スロープにもロードヒーティングが必要ではないか	(なし)	詳細は設計の際に検討
		修正	砂利舗装材では車いす移動が困難ではないか	「舗装材の敷設の検討」に修正	P.36本文も修正
38	門扉	修正	「鋳鉄製の門扉」	「鉄製の門扉」	鋳鉄製ではない
	最下行	修正	「位置・規模・色彩などを考慮して将来的な修景を検討する。」	「将来的な修景は位置・規模・色彩などを考慮して検討する。」	
40	6行	修正	「今後適切に管理されることが求められる」	「樹木の剪定や伐採など、適切な管理が必要である。」	
	15行	追記	土留だけでは抜本の対策にならない	「流水経路の改善や」	詳細は実施の際に検討

第4章「防災計画」

頁	箇所	対応	指摘事項等	修正内容	備考
43	1行	修正	照明の位置は現在の場所でよいのではないか	「修理に際して更新する場合は、景観に配慮して」	ライトアップ設備等も含めて、配置場所の再検討を行う
		—	外灯の設置箇所は誰が検討し、決定するのか	(なし)	函館市が決定するもの (文章は修正しない)
	8行	追記	いつの保存修理後か不明	「今後の」	(平成29年度からの保存修理)
45	4行	追記	同上	同上	同上
47	6行	追記	耐震診断をどのようにまとめたか明記すること	報告書にまとめた旨を記載 注3に報告書名を記載	
	34行	修正	通電火災にどのように注意するのか	「停電復旧の際には通電火災の発生を念頭に経過観察を行い、」	

第5章「活用計画」

頁	箇所	対応	指摘事項等	修正内容	備考
52	1行	修正	家具を伴う本来の室内空間であり、インテリア全体が大切	「貴賓室は皇太子行啓時の貴重な家具を含む本来の室内を再現しているため、室内への立入りを制限して、室内全体を展示空間としている。」	
	3行	修正	皇室に関連したもの	「皇室のための特別な和風のしつらえの空間であるが、」	単なる和風ではない旨を強調
	図5-2	修正	凡例の文字重複	図版修正	
53	15行	修正	旧小林写真館の記述	文言修正 注1追加	P. 59注3の文章を一部移動
	21行	—	大広間でのパイプ椅子使用は雰囲気気を乱している	P. 58に「雰囲気に調和したデザインの椅子」を設置する旨記載	ここでは「現在の活用方法」を記載しているので、文章はこのまま
54	12・13行	—	暖房の範囲を「全体」「部分的」などと表記すべきではないか	設置方針をP. 60に記載 (文章は一部修正)	暖房の範囲は今後詳細を検討
	17行	修正	「今後、公会堂をより魅力的なものとし・・・」	「利便性を向上するためにも、」	文章が唐突すぎる
56	4行～	修正	御食堂と、御座所などとの違いをどう理由付けるのか	「御食堂は、オリジナルを基に復原整備した部屋であり、貴賓室の内部空間を体感できるよう一般公開する」	御食堂と貴賓室の違いが分かるよう記載
	図5-4	修正	西側物置と便所裏を活用してはどうか	P. 56図版修正（「管理スペース」から「便益施設・設備」に色塗り変更）	自動販売機の設置等については実施の際に検討
		—	便所裏を給湯設備としてはどうか	(なし)	・給湯室は管理棟（附属棟）とする ・本館にはできる限り火器を置きたくない
		検討	縁側休憩室にベンチを配置し飲食スペースとしてはどうか	(なし)	・ベンチの設置はP. 59に記載 ・縁側での飲食は実施の際に検討する
—	—	東物置に自販機等を設置してはどうか	(なし)	管理上、物置として必要なため、文章はそのまま	

頁	箇所	対応	指摘事項等	修正内容	備考
58	11行	反映	M I C E の開催には、給湯室が必要なのではないか	(なし)	P. 59の文章を修正。管理棟（附属棟）が給湯室の機能を兼ねること追記
	25行	—	混雑時に縁側を待合スペースとしてはどうか	(なし)	実施の際に検討する
	28行	修正	衣装・メイク室の家具を雰囲気 に調和したものとし、レトロに 演出して欲しい	「また、時代性を反映した家具を使用 するなど、レトロな空間の演出に努め る。」	
	30行～	修正	売店を設置する必要はあるのか (必要性を感じない)	文言修正	公会堂についての知識や興味を深め、また 記念となるような商品を販売する内容 に修正
59	6行	修正	スチール製下駄箱の使用は控えて 欲しい	文言修正	雰囲気に調和した下駄箱の設置する旨明 記
	15行	修正	受付内は準公開スペースと捉 え、使用家具の配慮や整理整頓 が必要ではないか	文言修正	
	19行	確認	管理棟をもっと有効に使えるよ うな表記をするべきではないか	(指摘内容確認の上、適切な表現に修 正)	委員会時に要確認
		修正	管理棟を給湯室として利用する ことも考慮して欲しい	「給湯室の機能も兼ねた」	
注4	修正	P. 53注1に文章を一部移動	文章修正		
60	暖房	確認	暖房の範囲を明確にするべきで はないか	設置方針を記載（指摘内容確認の上、 適切な表現に修正）	暖房の範囲は今後詳細を検討 (P. 54同様)
	22行	採	ボイラー室について、あえて言 及した理由は何か。	文章削除	設計の際に検討する
61	26行	—	バリアフリーは誰が検討するの か	(なし)	・函館市が決定するもの (文章は修正しない)
	写真	修正	写真と図5-8中の番号を対応させ ること	「(右図②)」 「(右図⑤)」	

頁	箇所	対応	指摘事項等	修正内容	備考
62	4行～	修正	「エレベーターについては、建物の改変が大きいことから設置しないこととする」	「エレベーターは設置による建物の改変が大きいことから採用しないこととする」	
64	6行	追記	「デザインに配慮する」	「取付け位置やデザインに配慮する」	
	17行	修正	「雰囲気を・・・」	「券売機は、建物の雰囲気を損なわないよう、大きさやデザインに配慮し、設置場所などを検討する。」	
65	6行～	採	市民の来訪を考慮し、背面側だけでなく東西の庭園も回遊できるような造園計画としてほしい	文章修正	P.66（21行目）も併せて追記
	15行	修正	「意匠等」	「デザイン等」	
	16行	修正	休憩室には自販機を設置しないで欲しい	「また建物内に設置する場合には、建物の雰囲気を損なわないよう、設置場所を検討する」	詳細は実施の際に検討する
	18行	修正	「配慮して器具の小型化、デザインの変更」	「配慮した器具の小型化や形状の変更」	
66	8行～	修正	事務局にて文言修正	・・・示されて「いるが、必要に応じて、内容を修正しながら・・・」	
	25行	追記	ソフト面でも連動できるといいのでは	「活用を」	

資料編1. 「建造物の保護に係る部位の設定（写真資料）」

頁	箇所	対応	指摘事項	修正内容	備考
全体	—	修正	「腰羽目豎板張り」 「腰羽目鏡板張り」	「腰豎羽目板張り」 「腰鏡板張り」	用語を修正、統一
全体	—	追記	「煉瓦造」・「鉄製」など素材を記載するべきか	「煙突」など必要な箇所について追記	
全体	—	—	昭和修理時に残した当初の漆喰塗（壁・天井）は基準1とすべきではないか	保存修理で、オリジナルの漆喰塗をできる限り残すよう考慮する旨をP. 23・P. 31等に明記	「指針」に基づき、基準は2のままとする
78	御召替室	—	絨毯敷の下地（板張り）について記載するか	（なし）	「指針」にて「目視による範囲」「簡単な調査」等で確認できる範囲としている
79	御湯殿	—	天井「化粧屋根裏」を「化粧板張り」とするか	（なし）	委員会にて改めて指摘があれば修正
93	受付室	—	床仕上げ（塩ビシート）を図示した方がいいのではないか	写真撮影が難しくP. 76の表に記載することで対応	